

関川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、「関川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）策定業務委託」に係る公募型プロポーザルの実施に当たり、必要な事項を定めるものである。

2. 公募事業の概要

(1) 業務名

関川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）策定業務

(2) 業務内容

別紙「関川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期限

令和6年2月9日（金）まで

(4) 提案上限額

6,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とし、上限額を超過した場合は失格とする。

※地域のステークホルダーとの意見交換等を行う場合にあっては、運営費（謝礼等）は、上記提案額に含むものとする。

(5) 契約

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定した事業者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

3. 公募スケジュール

本件公募型プロポーザルに関するスケジュールは、次のとおりとする。

No.	項目	期日・期間等
1	公募開始（村ホームページ掲載）	令和5年4月21日（金）
2	質問書の受付期限	令和5年4月28日（金）17時まで
3	質問に対する回答	令和5年5月8日（月）
4	参加表明書の提出期限	令和5年5月15日（月）17時まで
5	企画提案書の提出期限	令和5年5月22日（月）17時まで
6	プレゼン日時等の通知	令和5年5月下旬
7	プレゼンテーション	令和5年6月上旬
8	審査会並びに審査選定結果通知	令和5年6月中旬から下旬

※ 予定としてある期日について変更が生じた場合は、参加表明者に対して改めて期日等を通知する。

4. 応募資格

参加資格は、次の要件をすべて満たす法人とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定されたものを除く。）であること
- ③ 会社法（平成17年法律第75号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第

- 2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと
- ⑤ 公示日現在において、新潟県及び県内市町村において、入札参加資格の指名停止を受けていないこと
 - ⑥ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市町村税（会社所在地の自治体に係る部分）の滞納がないこと
 - ⑦ 過去5年以内に地方公共団体が発注する「再生可能エネルギーに関する導入可能性調査業務や設計業務」及び、「環境契約や地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等の脱炭素に関する地域計画策定業務」を受託し、適切に業務を履行した実績を有すること
 - ⑧ 地域のステークホルダーと連携して本件業務を遂行できる者であり、かつ、国や県の計画等を理解し、本件との整合・連携が図れ、本村の指示にも柔軟に対応できること
 - ⑨ 新潟県内に支店又は営業所等があり、対象となる業務において、支店又は営業所等として本村での競争入札参加資格を有していること
 - ⑩ その他入札公告に記載のある通り

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和5年4月28日（金）17時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式2）を電子メールにより提出すること。なお、メール件名は「関川村地球温暖化対策実行計画プロポーザルに係る質問（事業者名）」とし、電話及び口頭による質問・問合せには対応しない。
- (3) 提出先 datsutanso@vill.sekikawa.lg.jp
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和5年5月8日（月）中に本村ホームページにて公表する。

6. 公募型プロポーザルへの参加意思の表明

本プロポーザルへの参加表明は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和5年5月15日（月）17時まで
- (2) 提出方法 参加表明書（様式1）を郵送（書留）又は持参により提出すること。
- (3) 提出先 〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912
関川村 地域政策課 脱炭素推進室 TEL 0254-64-1478
- (4) その他 参加表明者には、別途プレゼンテーション日程等を通知する。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7. 企画提案書等の提出

本プロポーザルに係る提案書等の提出は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和5年5月22日（月）17時まで
- (2) 提出方法 下記（4）の提出物を郵送（書留）又は持参により提出すること
- (3) 提出先 〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912
関川村 地域政策課 脱炭素推進室 TEL 0254-64-1478
- (4) 提出物

- ③ 参加人数 2名以内とする。
- ④ 配布資料 プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書により行うこととする。ただし、補足程度の資料は当日の追加配布を認める。
- ⑤ その他 オンライン開催とする場合にあっては、1対1方式によるZoomでの開催とする。

(3) 選定方法

別表の評価基準により評価（採点）を行い、審査基準の合計点が過半数以上の者、かつ最も高い評価を得た企画提案を行った者を第1優先交渉権者とする。ただし、企画提案者が1者のみであっても企画提案の評価を実施し、審査点の平均が6割を超え、適正な提案と判断された場合には、審査者の協議を経て第1優先交渉権者とする。

(4) 審査結果

審査結果は、書面により通知する。また、採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 失格事項

企画提案者が次の各号のいずれかに該当したときは、審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- ① 参加資格要件に該当しない場合
- ② 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ③ 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ④ 提案額が提案上限金額を超えた場合
- ⑤ この要領に定める手続き以外の手法により、審査関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ⑥ プレゼンテーションに参加しなかった場合。ただし、事故等によるやむを得ない事情により参加が出来なくなった場合は、速やかに事務局に連絡し指示を受けること
- ⑦ その他、審査会が不適合と判断した場合

9. 契約協議及び締結

- (1) 第1優先交渉権を得た提案者（以下「受託候補者」という。）と契約締結の交渉を行う。ただし、交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位の者を繰り上げてその者と交渉を行う。
- (2) 本村は、受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件に関する協議を行う。協議の中で、本村から提案書の内容への追加、変更又は削除を求めることができるものとする。
- (3) 本村及び受託候補者は、協議した本業務の仕様に基づき予定価格を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。
- (4) 本村は、契約締結後においても、受託者に本件にかかる参加資格要件又は不正と認められる行為が発生した場合は、契約の解除ができるものとする。
- (5) 委託料の支払いは、完了払いとし、本業務の完了検査終了後、請求に基づいて支払うものとする。

10. その他

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 受託者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。また、契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (4) この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

11. 問合せ先

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912

関川村 地域政策課 脱炭素推進室 担当：田村

TEL 0254-64-1478 FAX 0254-64-0079

Mail datsutanso@vill.sekikawa.lg.jp

添付書類：

別表1 関川村地球温暖化対策実行計画策定業務委託プロポーザルに関する審査基準表